第14号様式（第８条関係）
（その1）

※収支報告書は提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

鳥取県選管 受 8.3.30

収　支　報　告　書

県団体用

1 令和　7　年分

（ふりがな）

2 政治団体の名称　むらた拓斗後援会

〒　684　－　0003

3 主たる事務所の所在地　鳥取県境港市浜ノ町60番地10

4 代表者の氏名　邨田　拓斗

5 会計責任者の氏名　邨田　康夫

事務担当者の氏名　邨田　拓斗

（電話）　０８０－６３２６－３８０５

（ＦＡＸ）

（メール）　syerukufu501@gmail.com

受付	審査	入力
3/30 8-87	✓	4/10

政治団体の区分　※必ずどれか該当する区分に☑すること。

- ☐ 政党
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

鳥取県内

資金管理団体の指定の有無
※必ずどちらか該当する方に☑すること。

☐ 有　　☑ 無

以下、「有」の場合に記載すること。

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
※国会議員関係政治団体に該当する場合のみ☑すること。

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間
※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当又は非該当になった場合のみ記入。

年　月　日から
年　月　日まで

※この頁は収支が0円であっても提出すること

（その２）

収　支　の　状　況

A収入総額、B支出総額、C翌年への繰越額のすべてが「０円」の場合は右に☑すること。（下のA～Cは記入不要）	レ

（注）A収入総額、B支出総額、C翌年への繰越額のうち一つでも０円でない場合は、必ず下のA～Cについて記入すること。

項　　目	金　　額
A 収　入　総　額　(1)～(2)の計	
(1) 前年からの繰越額	
(2) 本年の収入額　１～６の計	
1 個人の負担する党費又は会費	
(党費又は会費を納入した人の数)	人
2 寄附　(1)～(2)の計	
(1) 寄附の区分　ア～ウの計	
ア 個人からの寄附	
(うち特定寄附)	
イ 法人その他の団体からの寄附	
ウ 政治団体からの寄附	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	
(2) 政党匿名寄附	
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(1) (３のうち特定パーティーの対価に係る収入)(1000万円以上の政治資金パーティー)	
(2) (３のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)(1パーティーで1人２０万円超の支払)	
(3) ((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	
4 借　入　金	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
6 その他の収入　(1)～(2)の計	
(1) 10万円未満のものの計	
(2) 10万円以上のものの計	

項　　目	金　　額
B 支　出　総　額　１～２の計	
1 経常経費の合計　(1)～(4)の計	
(1) 人　件　費	
(2) 光　熱　水　費	
(3) 備品・消耗品費	
(4) 事　務　所　費	
2 政治活動費の合計　(1)～(6)の計	
(1) 組 織 活 動 費	
(2) 選 挙 関 係 費	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費	
イ 宣伝事業費	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	
エ その他の事業費	
(4) 調 査 研 究 費	
(5) 寄附・交付金	
(6) その他の経費	
備 考	

C 翌年への繰越額 (A－B)	

※この頁は収支が0円であっても提出すること

（その17）　　資　産　等　の　状　況

※ア～シのすべてが「無」の場合は右に☑すること。（下のア～シは記入不要）	レ

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	□	
イ　建物	□	□	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	□	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	□	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	□	
カ　金銭信託	□	□	
キ　有価証券	□	□	
ク　出資による権利	□	□	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	□	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	□	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	□	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	□	

※この頁は収支が0円であっても提出すること

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し
2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8年　3月　10日

政治団体の名称　むらた拓斗後援会

会計責任者の氏名　邨田　康夫　印

※この欄は政治団体を解散する場合にのみ記載すること。

代表者の氏名　印

↑解散する年の収支報告書にのみ記載すること。

（備考）
1　「会計責任者の氏名」欄の押印を省略する場合は、会計責任者本人が署名する場合を除き、会計責任者の本人確認書類を提示し、又は提出すること。なお、この場合に会計責任者の代理人がこの報告書を提出する場合は、委任状及び当該代理人の本人確認書類を提示し、又は提出すること。
2　「代表者の氏名」欄の押印を省略する場合は、代表者本人が署名する場合を除き、代表者の本人確認書類を提示し、又は提出すること。なお、この場合に代表者の代理人がこの報告書を提出する場合は、委任状及び当該代理人の本人確認書類を提示し、又は提出すること。

※この頁は収支が0円であっても提出すること